

夢を実現する第一歩のために

2024年6月号

ミツヒロニュース



夏が近づき暑い日が続いていますので、気を付けてお過ごし下さい。

さて、最近中国では不動産市場等が悪化しています。中国のニュース番組では、失業対策として日本への移住を推奨する報道がされているそうです。日本に移住すると一切働く必要はなく、生活保護を受けられ、出産費用や子供の養育費も日本の税金で賄われると言われています。日本の政府は海外にやさしく、国内に厳しいように思います。もっと国内に目を向けて支援してほしいものです。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇財産債務調書の提出期限到来
- ◇商業登記規則等の改正で10月から代表取締役等の住所の非表示が可能に
- ◇中小企業省力化投資補助金の活用
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 税務・会計セミナー
「上手な税務調査の受け方」
- ◇あとがき
「新入社員紹介」



財産債務調書の提出期限到来

令和6年から、12月末時点で総資産10億円以上あれば、所得がゼロでも翌年6月末日までに「相続税申告書もどき」の財産債務調書を税務署に提出することになりました。

資産家層に的を絞り詳細な財産明細の提出を求め、国が継続的に個人の財産の捕捉をします。実際の書式は相続税申告書とよく似ていて、まるで相続税申告書もどきの、OCR調書です。

将来自分が死んだ後の相続税調査で税務署側の資料として威力を発揮することになります。

1. 財産債務調書制度の概要

財産債務調書制度は、次の①又は②に該当する場合には、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、その年の翌年の6月30日までに、所得税の納税地等の所轄税務署に提出する制度です。

(1) 財産債務調書を提出しなければならない方

- ① 次のイ又はロに該当する方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合
 - イ 所得税の確定申告書を提出すべき方
 - ロ 一定の所得税の還付申告書を提出することができる方
- ② 国内に居住している人で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する場合

(2) 財産債務調書の提出義務に当たっての留意点

- ① 財産債務調書の提出に当たって、財産債務調書に記載した財産の価額及び債務の金額をその区分ごとに合計した金額を記載した、「財産債務調書合計表」を添付する必要があります。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

- ② 財産の価額の合計額の算定に当たって、国内に所在する財産のほか、国外に所在する財産を含めて算定する必要があります。「財産の価額」とは、財産の価額の総額をいい、財産の価額の総額から債務の金額を差し引かずに算定します。

2. 財産債務調書の記載に係る基本的な考え方

- (1) 財産債務調書には、財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額その他必要な事項を記載することとされています。
- (2) 財産債務の区分が、「有価証券」「匿名組合契約の出資の持分」等に区分される財産については、「取得価額」の記載も必要です。
- (3) 財産債務の区分によっては、「所在」欄に、所在地のほか、「その他必要な事項」として債権債務の相手方等の氏名又は名称等の記載を要するものもあります。

財産債務の区分	記載事項
土地	用途別及び所在別の地所数、面積及び価額 価額は「時価」または「見積価額」。土地建物については固定資産税評価額
建物	用途別及び所在別の戸数、床面積及び価額
山林	用途別及び所在別の面積及び価額
現金	用途別及び所在別の価額
預貯金	種類別（当座預金、普通預金、定期預金等の別）、預貯金を預け入れている金融機関の名称及び支店名 用途別及び所在別の価額 ※その年の12月31日における預入高(一口)が50万円未満の預貯金については、その預入高の記載を省略することが可能。その場合、財産債務調書の「所在」欄又は「備考」欄に口座番号を記載。
有価証券	種類別（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額（特定有価証券にあっては、種類別、用途別及び所在別の数量及び価額） 有価証券の保管等を委託している場合には、有価証券取引に係る金融機関の名称及び支店名
貸付金及び未収入金 (受取手形を含む。)	用途別及び所在別の価額 ※その年の12月31日における価額が300万円未満のものは所在別に区分することなく、件数や総額で記載 貸付金に係る債権者の氏名又は名称
書画骨とう及び美術工芸品	種類別（書画、骨とう及び美術工芸品の別）、用途別及び所在別の数量及び価額（1点10万円未満のものを除く。）
貴金属類	種類別（金、白金、ダイヤモンド等の別）、用途別及び所在別の数量及び価額
家庭用動産	取得価額が300万円未満のものは、記載を省略することができる
借入金	用途別及び所在別の金額 借入金に係る債権者の氏名又は名称
未払金（支払手形を含む。）	用途別及び所在別の金額 未払金に係る債権者の氏名又は名称



商業登記規則等の改正で 10月から代表取締役等の住所の非表示が可能に

1. 代表取締役等住所非表示措置について

代表取締役等住所非表示措置は、商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）によつて創設された制度であり、令和6年10月1日から施行されます。

2. 制度の概要

代表取締役等住所非表示措置は、一定の要件の下、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」といいます。）の住所の一部を登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービス（※）（以下「登記事項証明書等」といいます。）に表示しないこととする措置です。

※登記情報提供サービスとは、インターネットを利用して登記情報を確認することができる制度のことです。

3. 住宅の非表示措置を採用した場合のデメリット

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりするなど、一定の支障が生じることが想定されます。

そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響があり得ることについて、慎重かつ十分な御検討をお願いします。

また、代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合であっても、会社法（平成17年法律第86号）に規定する登記義務が免除されるわけではないため、代表取締役等の住所に変更が生じた場合には、その旨の登記の申請をする必要があります。

4. 代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合の登記事項の表示

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合、登記事項証明書等において、代表取締役等の住所は最小行政区画までしか記載されないこととなります（※）。

なお、代表取締役等住所非表示措置の対象となる住所は、申出と併せて申請される登記によって記録される住所に限られます。

※市区町村まで（東京都においては特別区まで、指定都市においては区まで）記載されます。

【登記事項の表示のイメージ】

役員に関する事項	取締役 甲野太郎
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲野太郎
	監査役 乙野次郎
役員に関する事項	取締役 甲野太郎
	東京都大田区 代表取締役 甲野太郎
	監査役 乙野次郎

中小企業省力化投資補助金を活用していきましょう！

中小企業省力化投資補助金(最大1,500万円、補助率1/2以下)は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、貢上げにつなげることを目的としています。

4月15日に具体的な製品カタログが公開されたので、活用できそうな製品と注意点を紹介します。

【製品紹介】

①配膳ロボット（対象業種：飲食業、宿泊業）

各種センサーにより人や障害物を回避しながら自律走行により料理や飲み物等を人に代わって配膳するロボット。

②自動倉庫（対象業種：製造業、倉庫業、卸売業、小売業）

自動倉庫は、パレットやケース、コンテナを自動的に出入庫・保管できる製品。

保管する棚、出し入れする機械、前後の荷受け・荷渡し装置で構成され、管理するシステムも含む。

③検品・仕分システム（倉庫業、製造業、卸売業、小売業）

検品と仕分が一体で完成するシステムにより、目視で確認し仕分ける工程を無くし、仕分や検品にかかる自動化を実現する製品。

④スチームコンベクションオーブン（対象業種：飲食業）

プログラム機能を持ち、料理、食材ごとの加熱時間、温度等を登録でき、使用する人間を問わず調理を任せられる製品。

【注意点】

- ①交付決定前に購入した省力化製品や、中古品は対象外。
- ②リース契約、レンタル契約の省力化製品は対象外。
- ③「ものづくり補助金」の交付決定を受けそれから10ヶ月経過していない事業者、過去3年間に2回以上「ものづくり補助金」の交付決定を受けた事業者は対象外。
- ④「事業再構築促進補助金」に採択された事業者であって、その補助対象である事業に用いるための機器を本事業で導入する事業者は対象外。
- ⑤「観光地・観光産業における人材不足対策事業」により設備投資に対する補助金の交付決定を受けた事業者、あるいはその申請を行っている事業者は対象外。

参考文献： ■国税庁HP ■週刊税務通信

今月のお勧めセミナー



第3回 税務・会計セミナー 「上手な税務調査の受け方」

今回のセミナーでは、①税務調査の基礎知識 ②税務調査の実際 ③調査官は「何を考え、何を調査するか」等の項目を盛り込み、元税務署長の上杉 浩之氏を講師に迎え、現場経験者の視点から実務に役立つ話を聞いて頂きます。是非ご参加ください。

(開催日 6月5日(水) セミナー概要は別紙案内をご覧ください。)



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

あとがき 初めまして。4月に入社いたしました、佐々木(ささき)と申します。

入社して2か月がたち、まだ慣れないことも多いですが、日々楽しく仕事に取り組んでいます。学生の頃は学ぶことがなかった新しい知識が増えています。充実した毎日を過ごしております。

今後も失敗を恐れずに新しいことに挑戦していき、経験を積んでいきたいです。「明るく素直に」をモットーに頑張ります。至らない点も多々あるかと思いますが、精一杯頑張りますのでよろしくお願いいたします。



弊社のHPは
こちらから！

